

平成27年度 山の下まちづくりセンターの管理運営について

揭示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。

この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について揭示します。

評価対象の指定管理者	山の下まちづくりセンター管理運営委員会
評価対象の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日

1.団体の評価

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市東区役所地域課コメント欄
1 団体について	○	B 山の下小学校区及び桃山小学校区の自治・町内会及び関係団体で構成された地域コミュニティ協議会からなる管理運営委員会が、指定管理者として施設管理を行っています。
2 予算の範囲内での適正な執行	○	
3 個人情報保護関係	○	

2.施設管理の評価

評価項目	評価	新潟市東区役所地域課コメント欄
1 施設の管理方法	○	B 当該施設は、保守管理・整理整頓・清掃等がきちんと行われており、市民が安全に利用できる状態が確保されています。 また、併設する行政サービスコーナー、中地区公民館、山の下図書館と連絡を密にし、適切な管理運営に努めています。
2 組織・人員体制	○	
3 事故防止や発生時の対応	○	
4 要望や苦情に対する対応	○	
5 災害発生時の対応	○	
6 管理経費削減の具体的取り組み方法	○	

3.事業の評価

評価項目	評価	新潟市東区役所地域課コメント欄
1 自主事業計画	○	B 納涼会やひなまつりの実施により、地域住民や子どもたちが参加できる事業を行ったほか、コミュニティ協議会の事業実施にも活用されています。 28年3月には広報紙が創刊されました。今後より施設の活動が地域で周知され、利用者が増加していくことが期待されます。 意見箱の設置により、利用者のニーズの把握に努めています。
2 新潟市のコミュニティ施策についての理解	○	
3 サービス向上に向けた取り組み	◎	

4.総合評価 (上記の1から3を踏まえての総合評価)

山の下、桃山両地区のコミュニティ協議会からなる管理運営委員会が運営する施設として、地域住民に密着したコミュニティ活動の中心的施設となっています。開館4年目であり、利用率、利用者数が伸びてきています。27年度は従来の自主事業に加えて笑いヨガ講座を実施し、好評を博す等取り組みが充実してきています。指定管理者として優良と評価できます。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.団体の評価」～「3.事業の評価」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 新潟市東区役所地域課 地域振興係 025-250-2120(直通)